

京奈和自動車道（大和北道路） 環境影響評価準備書説明会の概要（9/9）

対象地域	： 全域（奈良市・大和郡山市・天理市）
日時	： 平成18年10月22日（日）14：00～16：20
場所	： 奈良市役所中央棟6F正庁
出席者	： 105名
その他	： （都）西九条佐保線の環境影響評価の説明

【主な質疑応答】

- 佐保台西エリアの高架の高さはどれくらいか。高架エリアの基礎の杭長はどれくらいか。防音壁の対策はあるのか。地盤振動が悪影響の恐れはないのか。生じた場合は対策があるのか。
 - 高架橋の詳細な高さは今後決めていきます。基礎杭についても同様に今後調査を行い決めていきます。
施工中の振動は、振動の無い工法を使用しますが、事前の調査等を行い実施します。事業実施段階でも調査や工事の説明会を行います。（国）
 - （準備書 p9-4-18、19 により説明。）
佐保台西町(2)で高架道路の高さは11.5mを想定、佐保台西町(3)は高架から平面になるところで平面で並列になります。この断面で予測評価を行っています。（県）
- 高架構造の高さ(11.5m)は最終決定か。今後変わるのか。
 - 環境影響評価はこの断面で予測しています。今後、測量や地質調査等を行い決定していきますが、大きくは変わらないと考えています。（国）
- 完成後の振動が杭を伝わって周辺に振動を与えた場合はどうなるのか。
 - 高架構造の振動の影響は、高架部や杭も含め前提条件として予測しています。
事業実施時に軟弱地盤であれば地盤改良等も行っていきます。事業段階で事業者側に瑕疵があれば補償となりますが現時点ではまだ不明であり、一律に補償できるかどうかは決められません。事業実施時にも地元と議論していくこととなります。（国）
- 大和北道路ができると現実的に騒音等について迷惑が生じるが、例えば固定資産税の減免はないのか。
 - 知りうる限りではそのような減免措置はないと思われます。大和北道路により影響はプラスされますが、環境基準は守られると考えています。（奈良市）
- 今後のスケジュールは決まっているのか。
 - パンフレット裏面のスケジュールのように都市計画決定まで1～2年かかる予定です。（県）
 - 事業化後、測量、設計を行うため必要な説明会を行い、地元の状況を把握し事業を

進めていきたいと考えています。測量から設計まで1～2年、用地買収に数年かかる見込みです。

事業化後は目標年次を決め公表し、施工区間や順序を決めて進めていきます。(国)

- 計画が詳細に決まっていない、スケジュールも決まっていない状態で説明してもダメだ。環境影響評価の内容はパンフレットを見ればわかる。どこの地域がどうなるかを整理してきちんと説明した方がよいのではないか。年配の人もおりパンフレットやチラシだけではなく、わかりやすいものを作って配布できないか。

→ 西九条佐保線も詳細な図面を作成するための作業を今後行い、その段階で地元にも説明していきます。パンフレット p3 のように西九条佐保線と大和北道路が地上と地下を通ることになります。

住民の年代に応じた資料(チラシやホームページ等)をわかりやすく提供していきたいと考えています。

- 地下水の問題で質問する。平城宮跡周辺は山地から流れる水が伏流水となり大量の水が平城宮跡から郡山方面に流れる。

ウワナベ古墳の下を接近して通るが漏水が心配である。水間トンネルの施工時に田の水が枯れたり、近鉄油阪から奈良の地下鉄工事では井戸が皆枯れた。平城宮跡の地下水が地下トンネルによって東側からの伏流水が遮断されることはないのか。

コンクリート構造物は永久ではなく耐用年数は100年位だと思うが、その後トンネルや流動保全工法等はどうなるのか。

→ ウワナベ池の水を農業に使用されており、JR線を越え取水していますが、水量が少なく貴重な水であると認識しています。

また、平城宮跡周辺の地層は、周辺地域のボーリング調査等の既存資料によりパンフレット p25 のように地層を推定しており、砂層(青色)と粘土層(黄緑色)の互層で、砂層に地下水があります。木簡は浅い層から出土しています。

環境影響評価の結果、トンネルを掘ることによる地下水位の変動は季節変動より小さく影響はないと考えています。

シールドトンネルは漏水しない構造ですが、今後詳細にボーリング調査を行い、周辺の井戸の観測も行う予定です。工事中の急な変動時の対策や監視体制もとりながら工事を進めていくこととなります。(国)

→ 構造物の耐用年数については、最新型の遮音壁のように技術革新は進んでいます。基準等を守るように現実的に対応可能な工法で予測評価の結果をまとめています。(県)

- 試掘や試験等を行っていただくだろうが、予測ができないことがあると思うが、ルート変更はないのか。

→ 国等のマニュアルや有識者等の方にも確認しながら予測評価を進めています。周辺にあまり影響が及ばない計画であることを確認しており、この計画で進めていきたいと考えています。予測が異なった場合は、その時の基準を満たすように対策を行います。(県)

- 西九条佐保線は昭和41年に計画され、40年経ってやっと変更案になっており、今説明していることもたぶん40年後になるのであろう。西九条佐保線は大宮小学校の前が混雑しており非常に不便で困っている。

やる方が良いことならもっと早くやるべきである。次に話しがあるときは子や孫の

世代になる。奈良の都市計画は非常に遅い。早くやるべきである。

→ なるべく早く進めていきたいと考えています。

県下の都市計画道路で未着手の路線は多くあり、取捨選択しながら整備する路線を公表し進めていきたいと考えています。西九条佐保線は早期整備が必要な路線の一つです。(県)

→ 奈良市内に都市計画道路は65路線、161km、整備率は45%です。現在、大和中央道や奥柳登美ヶ丘線、南側の西九条佐保線等の整備を進めています。西九条佐保線は大和北道路の開通に向け整備を行っていかねばならない路線と考えています。(奈良市)

○ 大和北道路と国道24号を併せて8車線になれば今の国道の幅で足りるのか。拡幅が必要かどうか教えて欲しい。

奈良IC(仮称)と大和郡山北IC(仮称)が近接しているがそんな近くに必要か。大和郡山北IC周辺は田畑であり、設置目的や必要性は。

→ 国道24号の現幅員が約27m、将来は39mであり、約12m拡幅され、用地買収も必要となります。

ICは役割を分担しており、奈良IC(仮称)は現国道24号の交通量が最大である奈良市杏町付近に設置し、アクセス道路として大和田紀寺線、西九条佐保線を予定しており、奈良市中心部の交通が利用する計画です。大和郡山北IC(仮称)は大和郡山市内と奈良市南部、天理市等を対象に計画しており、各ICで機能を分担しています。(国)

○ シールド区間の工事中や完成後の環境調査はされたのか。必ず地盤に影響があると思うがどうか。しないのであればどうしてか。

縦覧について平日午前8時半から午後5時15分はサラリーマンが見にくい、もう少し工夫できないのか。

→ 縦覧が平日しかできないという意見は他からも寄せられており、今後ホームページに計画図面や要約版も掲載するなど検討していきたいと考えています。法的な縦覧は期間等が定められていますが、期間外でも県や市で見たり説明を聞いたりすることは可能です。

今後都市計画決定まで1~2年程かかるため、法手続き以外にどの段階か等についての情報提供を今後もチラシやホームページ等で行っていきます。(県)

→ トンネルの影響調査については、ジャストポイントでの調査はまだですが、既存の地層データ等の資料により想定しています。また、今後の事業実施段階で詳細に調査します。

もし軟弱地盤であれば地盤改良等で固める必要もありますが、固める際に土地が上がったりする場合もあり、計測しながら事業を進めていきたいと考えています。万一沈下すれば補償します。事業実施段階で説明会を開催する予定です。(国)

○ 奈良は文化財が非常に多い。発掘調査は全区間するのか。全区間きちんとして欲しい。騒音は計画交通量が異なるのに全区間よく似た値であるがどうか。

→ 周知の遺跡以外の区間は踏査をまず行い、その後試掘を行います。重要な遺跡となれば本発掘を行うこととなり、周知の遺跡以外であるから何もしないということはありません。

また発掘調査をしなくても良いところでも、工事段階で遺跡が出てくれば適切に対応します。(国)

→ 騒音の結果はパンフレット p10 のように遮音壁の設置により基準を満足するような結果となります。予測結果の違いは道路構造や周辺の地形により変わってきます。交通量はパンフレット p3 の大和北道路の交通量と国道 24 号も併せて予測し、基準を満足するように対策を行っています。(県)

○ この会場に意見書が無いが何故か。周辺道路の歩行者の安全はどうなっているのか。除じん装置のメンテサイクルや環境測定のカイクルはどう考えているのか。

→ 意見書の様式は置いていませんが、意見書の案内チラシは備え付けています。今後説明会場で意見書を書いて頂くことも検討していきたいと考えています。意見書を記載する場所が無いことは申し訳なく、合理的な意見と思われます。説明会で発言された意見は都市計画審議会に集約して諮っていくこととなります。(県)

→ 供用後の環境測定は環境部局で行っており、毎年数値を把握しています。今後も大和北道路周辺の状況を把握していくこととなります。国道 24 号と周辺道路の取り付け協議は、公安協議等により了解を得ています。事業実施段階でどうするかは、地元や関係機関、公安委員会等と協議していきたいと考えています。(国)

○ 基準値以内であるが幼児の喘息が増えているという記事がある。そういったことをどう活かすのか考えがあれば教えて欲しい。近所の工事(JR奈良駅西口)で消音装置や防音装置をやると聞いていたが全然なされていない、従来と変わらないがどう考えているのか。

→ 環境基準は、生活環境等を保全するため望ましい値として定められており、環境省が環境基本法に基づき定めており、事業者とすればこの基準を満足するようにしたいと考えています。防音シートや低騒音機械等だけでは十分理解を頂けないため、工事の集中をなくし平準化するとか事前の説明を十分行う等の対策について、今後事業実施段階で説明していきたいと考えています。(国)

○ 事業への協力は惜しまないが、いつも機械的な発言である。関係法令ばかり言われてもなかなかピントこない。

→ わかりにくい点は今後もわかりやすく、理解いただけるよう地域の方の立場に立って情報を提供していきたいと考えています。(県)